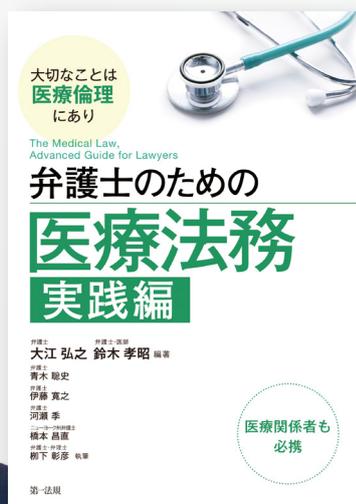


大切なことは  
医療倫理  
にあり

弁護士倫理・医療倫理の観点から、  
”実務上気を付けるべき点”を  
解説した唯一の書！

弁護士のための

The Medical Law,  
Advanced Guide for Lawyers



# 医療法務 実践編

[体裁] A5判 / 424頁

[定価] 4,070円  
(本体：3,700円＋税10%)

[編著] 弁護士  
大江 弘之  
弁護士・医師  
鈴木 孝昭

医療  
関係者も  
必携

## 本書の特長

- 医療機関との関わり方や医療法務の特殊性を理解でき、具体的な対応策を学ぶことができる実践的な解説書！
- 病院、歯医者、整体院など、医療機関ごとに項目を分けて留意点を解説！
- 医療機関における知的財産の問題や口コミ被害の対応など、具体的な医療現場の実務対応について学べる一冊！

## Contents

目次(抜粋)

- 第1章 はじめに  
— For the patients の精神の大切さ
- 第2章 顧問業務総論
- 第3章 保険会社との付き合い方

- 第4章 医療事故紛争の裁判「外」対応
- 第5章 医療訴訟における裁判対応
- 第6章 顧問業務各論



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 1 患者の個人情報の扱い 及び家族への対応について

## 1 個人情報とは、「個人」の情報である — 家族であっても「他人」

### 事例

Aは、地元で内科医として診療所を開業している。

内科医A：先生、突然の連絡ですいません。少し患者さんとの対応に困ってしまっていて……。

弁護士X：どうしましたか。

内科医A：いつも当院を利用されている患者さんからクレームの電話が来まして、「どうして私の娘が、私のカルテの情報を知っているのか。教えたのではないかとすこし刺戟なん

弁護士X：患者さんの娘さんに、力ですか。

内科医A：はい。娘さんは、患者さんとして、患者さんは娘さんを頼りにされることを教えてほしいと言われ、

弁護士X：なるほど。患者さんの「個人情報」と位置付けられていて、

内科医A：そうなんです。ただ、身近な家族が患者さんの情報を知っていないと、ご自宅での生活にも支障を来すのではないのでしょうか。

弁護士X：そのようなことを説明して、患者さんからご家族への医療情報の提供について同意を得ることが大切ですね。

### 解説

#### ① 個人情報保護法について

個人情報とは、生存する個人の情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号が含まれるものとされています（個人情報保護法2条1項）。また、個人情報と医療情報の集合体であって個人情報保護法16条1項の条件を満たすものを個人情報データベース等といい、個々の個人情報を個人データといいます（同法16条1項、3項）。このような個人情報をどのように利用するかは、当該個人に判断する権利があると考えられており、個人情報を取り扱う事業者は、個人情報保護法にしたがって個人情報を取得、管理する必要があります。

個人情報の取扱いに当たっては、利用目的を特定し、その利用目的を

医療法務の実務に  
すぐに使えるハンドブック！

# 3 知的財産に関する事項

## 1 総論

「知的財産」と聞くと、どのようなイメージを持ちますか。例えば、「発明」「著作物」が知的財産と呼ばれているのは知っているけど、それ以外にはどのようなものが含まれるのかはよくわからない……というイメージでしょうか。このイメージはそのとおりで、「知的財産」といっても、その内訳は様々です。例えば、知的財産基本法では、「知的財産」とは、

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

をいう、と定義されています（同法2条1項）。いかがでしょうか。様々な知的財産に含まれるのだなとご理解いただければ、十分です。また、様々なものを知的財産として法律で保護するのは政策的な問題で、時代とともに法律上保護される知的財産の範囲も広がってきています。例えば、最近では、「技術上又は営業上の情報」に含まれるビッグデータも知的財産の1つとして、一定の場合に法律によって保護されるようになっています（不正競争防止法2条7項の「限定提供データ」）。もっとも、本書は、知的財産の解説書ではありませんので、知的財産の

## 2 各論1（医師が思いついた新しいアイデアについて）

### 事例

医師Aが自らの施術の経験に基づき新規の美容機器を思いつき、その構造やデザインについて簡単な図面を作製した。この図面を持参して、顧問弁護士Xに相談に来た。

医師A：X先生、いま使っている美容機器が使いにくくて、施術効果もいまひとつなので、長年の施術の経験からその改良を考えたんですよ。簡単な図面も作製しました。これがその図面です。

弁護士X：先生が考えたのですか。すこいですね。図面を拝見する限り、美容機器の新規な発明のようですので、特許取得ができる可能性があります。このため、まずはこの新規の美容機器について特許出願することをお勧めします。

医師A：そうですか。ぜひその方向で進めたいと思います。

弁護士X：ところで、この図面は私以外の誰かにみせたのでしょうか。

医師A：いいえ、まだです。

弁護士X：よかったです。もし、この図面の内容を、特許出願をする前に守秘義務を負わない第三者に開示してしまうと、せっかくの発明も新規性を失ってしまい、原則、特許が取れなくなるのです。

医師A：そうですか。誰にもみせないでおいてよかったです。

### 解説

#### ① 美容機器に関する知的財産の保護 — 特許出願の勧め

新しく創作されたアイデアのうち、「自然法則を利用した技術的思想の創

医療法務の各場面において  
把握しておくべき内容を解説！

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
<b>弁護士のための医療法務 実践編</b> ～大切なことは医療倫理にあり～	[078774] 定価4,070円(本体3,700円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について (一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

**ご住所** \_\_\_\_\_

**事務所名** \_\_\_\_\_  公用  私用

**フリガナ** \_\_\_\_\_ **TEL** \_\_\_\_\_

**ご氏名** \_\_\_\_\_ **E-mail** \_\_\_\_\_

様 ㊞ \_\_\_\_\_ ㊞ \_\_\_\_\_

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX. 0120-302-640

書店印

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokki.co.jp/support/contact/お問い合わせ)にてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL. 0120-203-696 ☎ FAX. 0120-202-974